

社会福祉法人寿心会役員等の報酬等に関する規程

平成29年 4月 1日 制定

平成31年 3月28日 改正

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿心会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤の理事とは、役員のうち、法人が運営する施設を主たる勤務場所とし、勤務日数等が法人の正規職員と同等の者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、勤務形態に応じて、報酬を支給する。

- 2 評議員は、無報酬とする。
- 3 非常勤の役員等の報酬額については、別表1に定めるところによる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、常勤の理事は、無報酬とする。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長の報酬については、月の初日からその月の月末までの間において、経営会議等に参加した場合に、翌月25日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前のその日に最も近い休日でない日を支給日とする。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が職務執行のために出張する場合は、費用の弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、交通費、宿泊費及び日当とし、その額は別表2に定めるところによる。

3 前項に規定する旅費の支給方法、支給条件及び支給手続きについては、法人の職員の例による。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(役員及び評議員の報酬等に関する規程の廃止)

2 役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成17年10月6日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成31年3月28日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	年間支給限度額（総額）
理事長報酬（月額）	3 0 0， 0 0 0 円	3， 6 0 0， 0 0 0 円 （うち評議員 0 円）
理事長以外の役員等	無報酬	

別表 2

旅費	宿泊費（1 夜につき）	日当（1 日につき）
実費	2 0， 0 0 0 円	1 0， 0 0 0 円